

国産品調達における特定費目に係るコーテーション取得に関する特約条項

第1条 乙は、国外修理会社（以下「丙」という。）の契約物品について、修理作業のコーテーションを早期に取得し、速やかに次の各号の処置を行わなければならない。

- 2 診断の結果、修理不能と判定されたものについては、その理由を明らかにした丙の理由書等を甲に提出し、甲の指示を受けるものとする。
- 3 診断の結果、修理不能と判定したもので修理限度額を超える場合は、入札及び契約心得に定める修理不能見込品申請書に必要な事項を記入後、甲に提出し甲の指示を受けるものとする。
- 4 デリバリから予想し、完成品の納入が納期を超える場合は、コーテーション等を甲に提出し、甲の指示を受けるものとする。

第2条 甲は、前条に定める書類等を受理した場合、所要の処置を行い、次のとおり処理するものとする。

- 2 前条第1項及び第3項については、原則として診断止めとする内容の変更契約を行うものとする。
- 3 前条第2項については、コーテーションの金額が要確定費目金額表に掲げる特定費目金額を超える場合は、乙の負担としないことを基本として甲乙協議し、原則として契約金額の範囲内において処置する旨の変更契約を行うものとする。